

## デジタル人材育成学会 研究発表会 開催規程

2021 年 7 月 21 日

### (目的)

第 1 条 本規程は、デジタル人材育成学会の研究発表会（以下、本発表会）について定める。

### (日程および開催形式)

第 2 条 本発表会は、各事業年度に 1 回以上開催することとし、日程は原則として 1 日間または 2 日間とする。

2. 本発表会の開催形式は、会場開催またはオンライン開催とする。どちらを選択するかは、その都度、社会環境等を鑑みて決定する。

3. 本発表会の日程と開催形式は、予め理事会にて決定する。

### (研究発表委員会)

第 3 条 本発表会を実施するため、大会毎に研究発表委員会を設置する。

2. 研究発表委員会には委員長を置く。委員長は理事会にて決定する。

3. 研究発表委員長は、当該大会実施の責任を負う。

4. 研究発表委員長は、円滑な業務の推進を図る。

### (開催費用)

第 4 条 研究発表会開催のため、必要な経費を支出する。

第 5 条 研究発表委員会は、開催後、大会報告書を作成し、理事会に提出する。

### (論文等の公開)

第 6 条 論文等は電子化してホームページにて公開する。なお、論文等の公開を望まない場合は、理事会にてその可否を個別に判断する。

### (発表申し込み受付)

第 7 条 発表申し込み受付は、原則としてホームページにて行う。

(著作権)

第 8 条 論文等の著作権は、学会に帰属する。

(参加費)

第 9 条 研究発表会の参加費は、発表会の都度定め、予めホームページで公表する。

(規程の改廃)

第 10 条 本規程の改廃は理事会にて行う。